

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 30 年度第 1 回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開 催 日 時	平成 31 年 1 月 25 日（金） 午後 4 時 00 分から午後 5 時 30 分まで
開 催 場 所	市役所別館 4 階 第 3 委員会室
出 席 者	会 長：大西委員 副会長：富岡委員 委 員：仲委員、永井委員
欠 席 者	川元委員
案 件 名	(1) 保育所等の認可について ・走谷ちどり保育園(保育所) ・みずき敬愛保育園(保育所) ・小規模保育園 のはらうた(小規模保育事業A型) ・樹保育所 宮之阪園(小規模保育事業A型) ・明善めぐみ園(幼保連携型認定こども園) ・明善第弐めぐみ園(幼保連携型認定こども園) (2) その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 児童福祉施設認可審査表及び添付資料 参考資料 1 委員名簿 参考資料 2 関係法令等抜粋 参考資料 3 保育施設の整備予定及び待機児童数等の推移 参考資料 4 市内施設位置図
決 定 事 項	保育所 2 件、小規模保育事業 A 型 2 件、及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行 2 件の計 6 件の認可について、意見を聴取した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 審査の内容に「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	子ども青少年部 子育て事業課

審 議 内 容

【会長】

それでは、ただいまより平成 30 年度第 1 回の枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会を開会いたします。それでは、冒頭、事務局よりお願いします。

【事務局】

児童福祉施設認可審査部会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、本日はご多忙のところ、また、先ほどの児童福祉専門分科会に引き続いての開催ということで、お疲れのところ大変恐縮ではございますが、ご出席いただき、ありがとうございます。また、平素は本市児童福祉行政にご理解、ご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市では安心して楽しく子育てできる環境の充実を図るため、平成 27 年 3 月に策定いたしました枚方市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市において喫緊の課題となっております待機児童対策にも取り組んでいるところでございますが、現状においては、待機児童の解消が図られていないという状況でございます。保育事業は、特に一、二歳児を中心に依然として増加傾向にあるため、受け入れ枠の拡大のため、既存施設の増改築や認可保育所、小規模保育事業実施施設の開設等、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

本日、審査いただく案件といたしましては、保育所の認可が 2 件、小規模保育事業 A 型の認可が 2 件、幼保連携型認定こども園の認可が 2 件の計 6 件となっております。これらは市の計画上、必要なものと考えておりますが、認可にあたりましては、子どもの処遇や、保育の質という観点から、大変重要であると考えております。委員の皆様には、子どもたちにとって最善の利益が図られますよう、限られた時間の中ではございますが、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【事務局】

続きまして、本日の会議についてご説明させていただきます。本会議の委員の出席状況でございますが、本会議は委員 5 人で構成されておりますが、本日は委員 4 名のご出席をいただいております。過半数を超えていることから、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第のほかに資料 1 といたしまして、本日 6 件の施設の認可についてご意見をお伺いさせていただきたいと考えておりますが、施設ごとに確認項目の要点をまとめ、事務局で事前に確認をいたしました児童福祉施設認可審査表及び認可審査書や施設の図面、保育計画等の関係資料をまとめたものを添付資料として配付させていただいております。また、参考資料といたしまして、参考資料 1 「委員名簿」、参考資料 2 「関係法令等の抜粋」、参考資料 3 としまして、「保育施設の整備予定及び待機児童数等の推移」、参考資料 4 といたしまして、「市内施設位置図」以上 5 点をお配りしております。過不足等ございませんでしょうか。以上、よろしく願いいたします。

【会長】

それでは続きまして、この会議の運営事項について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、引き続き本会議の公開等についてご説明をさせていただきます。本日の参考資料2、「関係法令等抜粋」をごらんください。

1の会議運営事項の確認についてですが、枚方市社会福祉審議会条例に、審議会の会議は原則公開とされておりますが、非公開とすることができる場合といたしまして、枚方市情報公開条例に定める非公開情報を扱う会議については非公開とすることができるかとされております。

その下の枚方市情報公開条例をごらんください。第5条の非公開情報とできる情報が列挙されている中で、第3号に、法人その他の団体に関する情報というところで、本審査部会では、法人の経理関係の情報、または、配置予定の職員など人事に関する情報等、施設の開設等にあたりまして、まだ広く公表されていない情報を取り扱う場合がございますので、この規定に照らして、本会議は非公開とすることが適当であると考えております。

また、枚方市社会福祉審議会条例には、会議の議事については会議録を作成しなければならないとされており、本会議終了後、事務局において会議録を作成いたします。会議録につきましても、原則公開とすることとされており、非公開情報にあたる部分を削除する等して作成したものを、本市ホームページ等で公開していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会議運営事項のご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】

ただいま事務局から会議の運営事項についての説明がございましたけれども、本審査部会は、本日の案件について、枚方市情報公開条例に基づく非公開事項を取り扱うことになるということです。そのため、非公開事項に関連する部分もあると思いますが、各委員の皆様には忌憚のないご意見をいただけるよう、お願い申し上げます。

なお、会議録については、各委員からの発言について非公開部分については削除する等して公開することが妥当であるかと考えますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

よろしいでしょうか。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

続いて、本認可審査部会の位置づけということで、本日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、本会議の位置づけ等につきまして、もう一度参考資料2をごらんいただけますでしょうか。

1ページの真ん中より少し下あたりに2番として、「設置根拠及び位置付けについて」と書いているところがございますが、本会議の設置は、枚方市社会福祉審議会条例及び同規則に定められており、本会議の審査事項としましては、資料の2ページの(4)に規定をされております。具体的な内容といたしましては、保育所、小規模保育事業を含む家庭的保育事業の設置認可に係る審査と、幼保連携型認定こども園に係る設置認可及び業務の停止、認可の取り消しなどに係る審査となっております。

認可等の手続に係る本会議の位置づけとしましては、参考資料2の2ページ目中ほどから、児童福祉法等の抜粋を掲載しておりますが、第34条の15が家庭的保育事業の認可について、その下の第35条が保

育所の認可について、また、資料3ページに認定こども園法の抜粋を掲載しておりますが、こちらにつきましては、幼保連携型認定こども園の認可について記載をされている条文でございます。その中で、それぞれ下線を付した部分がございますが、これらの条文に各審議会等の意見を聞かなければならないと規定されている各審議会等は、いずれも本認可審査部会のことをあらわしております。市はそれぞれの施設を認可しようとするときには、あらかじめ本認可審査部会の意見を聞かなければならないということが規定をされております。つまり、認可につきましては、最終的には、市の権限と責任において行うものですが、それに先立ち、よりよい教育保育環境となりますよう、各分野の専門的な見地から、委員の皆様にご意見をいただきたいと考えております。いただいたご意見、ご質問等につきましては、事務局から各申請者に内容の確認や指導等をさせていただいた上で、認可の可否を決定してまいります。また、最終的な認可審査の結果及び各委員からいただきましたご意見、ご質問等への対応結果につきましては、認可決定後に各委員の皆様にもご報告をさせていただきたいと考えております。

なお、大変ご報告が遅くなり申しわけございませんが、事前のご説明のときにもさせていただいたかと思いますが、昨年度の認可審査部会でのご意見、ご質問に対する対応内容をまとめた資料を、本日添付させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

大変簡単な説明ですが、ご説明は以上とさせていただきます。

【会長】

事務局の説明のとおり、本認可審査部会については、法に基づいて市の条例、規則により設置されており、所管事務については、児童福祉法等に定める保育所等の認可等に関する事務等になります。また、各施設の認可については、児童福祉法の規定等に基づいて市の責任において決定されますが、それにあたっては、本認可審査部会に事前に意見を聞かなければならないとされております。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地からご意見、ご質問をいただき、新たに設置される施設がよりよいものになるようご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

本日の会議の進め方としては、保育所、小規模保育事業、それから幼保連携型認定こども園の順で、施設ごとの資料の説明と意見聴取を行っていくということです。また、本日、会議に先立ちまして、仲委員に各申請者の経理関係についての確認をいただきましたので、お気づきの点がありましたら、各施設の質疑の中でご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

そういうことで進めてまいりたいと思いますが、まず、前回の資料がございますので、ちょっとご一読いただいて、それぞれのご指摘のところの内容確認ということになりますが、今配られたところですから、全部は見られないかもしれませんが、何かお気づきの点がありましたら、言っていただく時間を若干とりたいと思います。もし、後でまた出てきた場合は、事務局にご連絡いただければいいかなと思いますけれども、いかがでしょう。

【委員】

全体的なことですが、去年のこの時期にやっているんですか。それで、園自体はもう3月、4月からオープンしているんですか。なぜ今出すのという話ですね。せめてメールで事前に送ってくれて、確認したらそれですむ話じゃないですか。確認の作業が遅過ぎるということで、この会議の進め方自体についても、こういうことを今するのは、僕はちょっとナンセンスだと思います。

【事務局】

本当に、ご指摘いただいたとおりでございます。前回の会議のときに、審査部会で指摘、意見があった

ことについてのフィードバックをメール等で早く説明するようというご提言もあったにも関わらず、この時期になってしまったことにつきましては、誠に申し訳ございません。事務を見直し、今後の運営の中できちんと説明できるような形で、時期も見定めまして、迅速な形で取り組んでいきたいと思っております。

【会長】

またご意見あれば、よろしくお願ひいたします。

それでは、進めたいと思ひますので、案件1、走谷ちどり保育園の件からご説明、よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それでは、案件1の保育所等の認可についてご説明をさせていただきます。

まず、保育所の1点目、走谷ちどり保育園の資料につけております児童福祉施設認可審査表をごらんいただけますでしょうか。

内容のご説明の前に、1件目のご説明となりますので、この審査表について簡単にご説明をさせていただきます。こちらは、各申請者から提出されました申請書類の内容を、事務局で、市で定めている基準条例や、児童福祉法などの関係法令に照らして確認をした内容について、各施設の種別ごとに若干内容は異なりますが、職員配置や施設設備基準、土地建物の所有関係、保育時間や全体計画などの運営に関する事項などについて整理をしたものとなっております。大まかな内容は、この審査表でご確認いただきまして、資料として、その後ろに認可申請書の抜粋として、職員名簿や施設の図面、保育の全体計画などを添付しておりますので、そちらもご確認いただき、ご意見等がございましたら、いただきたいと考えております。

ご説明につきましては、事前に一定させていただいているところもございますので、今後、確認が必要な点など、ポイントを絞ってのご説明とさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1件目の走谷ちどり保育園の審査表についてご説明をさせていただきます。

まず、当該施設につきましては、本市の公立保育所の民営化事業に伴う設置となっております。施設につきましては、平成31年4月の開設時は、現在の公立保育所の園舎での運営となりますので、施設設備の基準につきましては、現園舎での確認を行っております。ごらんのとおり一部該当しない項目には斜線等を引いておりますが、基本的には各項目についておおむね基準を満たした申請がされているということを確認しております。

1ページの職員の項目で、嘱託医の欄には三角がついておりますが、これは嘱託医、歯科医をお願いされる方の委嘱手続が整い次第、書類を提出すると説明を受けておりますので、最終的には、市で提出を確認した上で、認可をしていきたいと考えております。

また、事前に各委員にご説明をさせていただく中でもご意見をいただいておりますが、添付資料の末尾に保育の全体計画や、運営規程といったものを31ページ以降に添付しておりますが、作成されている内容が、国の最新の保育士指針等に対応できていない箇所があるといったこともご意見をいただき、確認をさせていただいておりますので、今後いただきましたご意見も踏まえ、現行の基準等に対応した内容で作成されるよう、修正を求めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

なお、走谷ちどり保育園につきましては、現園舎のまま運営を移管した後、平成31年度中に園舎の建て替えと、平成32年度からの定員増を予定しております。参考といたしまして、建て替え後の園舎のイメージパースや、平面図、工事期間の仮設園舎の平面図を資料の15ページから21ページまでに添付しておりますので、ご参照いただけたらと思ひます。園舎の建て替えにあたりましても、基準を満たした整備

がされるように、設計の中でも随時、今現在も指導等を行っておりますが、今後も市で確認をさせていただき、変更という形で取り扱っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

大変簡単なお説明ですが、走谷ちどり保育園の説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、今説明があった走谷ちどり保育園の認可について、何かご意見等ありましたらお願いします。

今、公立園を民間移行していくということを、先ほど言われまして、認可した後、定員増というお話もありましたが、現在の状態では何人入っていて、どの部分が増えるというのがわかれば教えていただければと思います。

【事務局】

現在は90人定員で運営されておまして、園舎の建て替えを行うときに、今は平屋建ての園舎ですが、それを一部2階建ての園舎に建て替えをしまして、120人定員に増やすという形になります。

【委員】

建て替えするときに、現在の園児はどうするんですか。

【事務局】

建て替えの間は、近隣に仮設園舎の用地を借りまして、そこに仮設の園舎を建てて、そちらで保育を行っていきます。

【会長】

今、現にいる人の保育というのは、保証していくということですね。

【事務局】

はい。

【委員】

父兄も全部了承しておられるんですか、そのようなことは。

【事務局】

民営化ということで、随時説明もさせていただきながら進めさせていただいております。

【会長】

この計画図は、新しい分の計画図ですね。図面というのは。

【事務局】

15ページ以降についているのが、新しい方の図面になっていまして、A3の大きさの13ページの図面が、現状の4月1日時点での図面になります。

【委員】

先ほどのご説明でも、保育課程のところ、ちょっと見直しがあるかなということなんですが、それはそれとして、どうしてそういう状況になったのかなというところがあると思うんですね。園とは何かそのような話とかはありましたか。

【事務局】

園については、既に保育所等を運営されている法人というのが今回の案件のほとんどですので、基本的には、今使っているものを新しい施設用にと、作り直していただいているケースが多いかと思いますが、そのあたりが、おそらくまだ対応がし切れていなかったのではないかとこのところがございます。今後、きっちり確認はさせていただきながら、最新の内容に適合するように修正を求めていきます。

【委員】

今の話でいくと、単純な話、この運営規程が古いのでやっておられたということですか。

【会長】

走谷ちどり保育園でいいますと、33ページに保育所保育指針というのが出てくるんですが、これが平成29年の告示117号で変わっているんですね。そのときに、この前のページの大きい資料ですけども、この保育課程のところの一部、若干変わっているんです。すなわち、ゼロ歳児のところの領域が、教育となったときに5つに分かれているんです、これを5領域という言い方をするんですが、この部分が、ゼロ歳児は3分類になっているんですよ。それが29年の改正であったんですけども、走谷ちどり保育園はこの29年の改正に則って運営すると書いてるにもかかわらず、課程は前のままというので、そこの食い違いがちょっとあるという。他市でも實際上、これを出してくるところが非常に多いんですよ。変わっているにもかかわらず、そのまま出してくる。それから、また全然違うような、保育課程という名称じゃなくて、いわゆる指導計画案みたいな、独自のものを出してくるところがあったりして、ちょっと困ることが、時々あったりするんです。

【委員】

まずは、今回の改定について、このちどり保育園がどういう意味を持ってこれを。当然、ご存知なことは当然だと思うので、いろんな出し方があるといったときに、何か意図があって、これが大事だと思うので、これでいってるんですということであれば、またちょっと違うと思うんですね。だけど、そこを忘れちゃったとか、無視しましたって言われても困ってしまう。なので、改定から時間も経ってることなので、何か園の方から、自分たちの保育ということに関して、実はこうですということがあれば、それはご説明いただいて、でもやっぱり保育課程としては、こういう形で作り直してくださいという話であれば、ある意味ポジティブな話になっていくと思うんです。

【事務局】

ご指摘のとおり、実際、こういった形で改めて提出を求めた段階でわかるという部分もございます。これは今回の認可審査といったことだけではなくて、こういった保育指針等が改定された段階で、私立保育園も勉強会等も行ったりはしていますが、実際にどのように変えていくのかといった確認が必要と考えております。今回、事前説明の中でご指摘がありましたので、改めて法人に指摘していくところですが、今いただきましたような、そういった意図、今回、このような形で出てきた経緯についても、十分に確認を

した上で、また他園の認可なり、今後の既存施設書類につきましても、確認できるような形にしていきたいと思います。

【委員】

仮設にはいつ移るんですか。4月ですか。

【事務局】

予定では、スケジュールどおり進みましたら、6月ごろに移転する予定です。

【委員】

6月に仮設に移るということは、今ここに入ってないですね。

【事務局】

はい、図面の案は21ページに添付させていただいていますが、そのあたりのスケジュールというのは、今回、添付はできておりません。

【委員】

その仮設の図面とかを出さないとだめじゃないですか。仮設に移ったときに、どういう形で保育をするのか。

【事務局】

仮設の図面は21ページにございます。

【委員】

では、そのスケジュール案っていうのかな。それも見せていただかないと、ここで図面だけ見ただけではわからないからね。

【事務局】

認可自体につきましては、4月時点で13ページのような現況の状態です認可をさせていただきまして、31年度、1年間をかけて建て替えを行う予定です。

【委員】

いや、それはわかっているんだけど、建て替えありきの認可じゃないですか。そうしたら、当然、仮設のところとか、その辺のところもやっぱり基準を満たすようにした上で審議しないと。委員に説明するときに、その工程というのをきちんと説明していただかないと、図面だけ付けられても見落としますしね。そういったご説明も、やっぱり最初にきちんといただかないと。当初はこの図面、6月からはこの図面、そして、31年4月からは新しく建てたこの図面という形でお話ししていただかないと。

【事務局】

申し訳ございません。6月に予定としては仮設に移りまして、来年の2月ごろに新園舎が完成をし

て、翌4月から定員増というスケジュールで予定しております。

【委員】

この仮設の土地っていうのは、どこの土地ですか。

【事務局】

ひらかたパークが持っている土地の一部をお借りしまして、仮設を建てるという計画です。

【委員】

それは有償ですか、無償ですか。

【事務局】

法人が有償で借り受けます。

【会長】

ちょっと確認をお願いしたいんですが、例えば、ヒヤリ・ハットのマニュアルですね。それから、災害のときの避難計画。それから、消防計画とかですね。法人として多分そういうものをお持ちだと思うんですね。この走谷ちどり保育園としてはどうするのかとか、そういったマニュアルですね。それと、第三者委員ですね。最近、第三者という意味が、違ふとり方をしている第三者っていうのがあったりもするんですね。第三者っていうのは全く関係のない人ですが、今回のいろいろ厚生労働省の調査なんかでも出てくるんですけども、内部の人で全部おさめてしまう。そうしたら、保育されていて、自分は不満に思っているのに、その内部の人に言わなきゃいけないっていうのは、第三者になり得ていないということもあるので、そういうところがどうなっているかというのは、確認する必要がありますかと思しますので、チェックをよろしくお願いします。

【事務局】

事前説明の中でも、そういったご指摘はいただいており、各法人からはそういったマニュアル関係というのは、すいませんがご提示はできてないんですが、市では取り寄せはさせていただいていますので、中身については精査させていただきたいと思っております。

【会長】

それでは、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

【会長】

それでは、1番目の議題、走谷ちどり保育園についての質疑は以上ということにします。
それでは、次のみずき敬愛保育園の説明をお願いいたします。

【事務局】

続きまして、保育所の2件目になりますが、みずき敬愛保育園についてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、本市の南部地域の香里ヶ丘地区に位置をしておりますが、周辺の香里団地の再開発等で保育需要が増加しているといった南部地域の待機児童対策ということもありまして、社会福祉法人により、新規に保育所を開設いただくものとなっております。なお、本日審査をいただく案件のうち、他はすべて平成31年4月からですが、このみずき敬愛保育園のみが平成31年7月の開設予定の施設となっております。

それでは、児童福祉施設認可審査表をごらんください。

3番の設備の基準以下の項目につきましては、概ね丸とさせていただいておりますが、職員配置のところで、保育士の配置基準のところは三角となっておりますのは、後ろの資料27ページに職員名簿を添付させていただいておりますが、その中で、保育士の配置人数につきましては、配置基準以上の人数を配置するといった形で作成はいただいておりますが、開設時期が7月ということもあり、新規採用予定となっている方が何名かいらっしゃいます。そのため、最終的に市で予定どおり人数を確保されたということを確認する必要があるということで三角とさせていただいております。

また、嘱託医の項目につきましても、現在、同法人が他の保育所で嘱託をされている医師に依頼予定との説明は受けておりますが、今後、委嘱をされたことを市で確認をした上で、認可をしていくということで三角とさせていただいております。

また、本施設は敷地内でも一定、屋外遊戯場を整備をされるんですが、敷地内だけでは面積基準を下回るということがございますので、隣接する公園を敷地外の園庭として設定することで基準を満たしております。公園の位置図や、公園の様子などを写した写真につきましては、資料の21ページ以降に添付しておりますので、ご確認をいただければと思います。

また、資料の31ページ以降の保育の全体的な計画、運営規程につきましては、先ほどの走谷ちどり保育園と同様、国の保育指針等の改定に対応できていない部分がございますので、こちらにつきましても修正を求めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

大変簡単ですが、みずき敬愛保育園についてのご説明は以上とさせていただきます。

【会長】

いかがでしょうか。職員名簿のところですが、施設長で予定されている人なのかと思いますけども、この152時間って備考のところに書いてます。これは何ですか。例えば、非常勤待遇で152時間しか働かないということなんですか。27ページの一番上の。

【事務局】

この方の勤務時間ということではなくて、ここに常勤の方の勤務時間を書くようになっているということで、この施設長の方の勤務時間が152時間ということではありません。

【会長】

それと、常勤ばかりですけれども、この7月から開設で、新規採用予定者ということになっているんですけども、今、非常に保育士が足りないという状況の中で自信をお持ちなんですか、法人としては。そのために7月オープンを考えているのか。それとも、もし集まらなかったら非常勤でいくぞ。常勤でなくて、パートタイムとか、非常勤。それから、派遣ですね。そういう者で賄ってでもやっていくということ。あくまでも常勤で全部いくということなんですか。

【事務局】

基本的には常勤を考えておられるところではあります。7月にずれ込んでいるというのは、職員配置ができないからというわけではなくて、工事工程の関係で、スケジュールが延びたということがあります。

【委員】

1人でも足りなかった場合、どうするんですか、市として。間に合わなかったら。全部カバーできることを条件で認可します、ということのようでしたが。

【事務局】

この社会福祉法人は、系列で学校法人が幼稚園、認定こども園をされていますが、合わせて、保育士、幼稚園教諭養成の専門学校も学校法人でしておられるというところで、そちらの卒業生を考えておられるとは思いますが。実際、枚方市内の公立保育所も含め、民間保育所も、やはり保育士不足の中で確保というのは非常に難しい状況になっています。募集して、なかなか応募がなくて集まらない場合については、今、話の中にも出ましたが、派遣であるとか、紹介所から紹介してもらうという形を、どこの施設もとっておられるという実情がありますので、おそらくそういった方法で、最終的に人数を集めるという形にはなるのではと考えています。

【委員】

それでも、市としてはいいということですね。申請は常勤になっていますけど。

【事務局】

常勤というのは、勤務形態の話になってきますので、そこの直接雇用の職員か、派遣の職員か、それは特に問わないという形にはなります。

【委員】

ちょっと教えていただきたいんですけど、21ページと23ページですけど、向かい側の公園までのアクセスというか、アプローチの仕方なんですけど、23ページの写真を見ると、敷地が赤く囲ってありますが、そのままずっと枚方聖徳園さんの脇を歩いて上の方を通るとするのは、これは距離がちょっと長いんですか。

【事務局】

公園までの経路についてですか。

【委員】

経路です。1つ思ったのは、下の方に行くと、多分幾つか道路を横断しなきゃいけない。

【委員】

ここは環境的には、すごく静かなところなんですけど、この道を渡る横断歩道が、ただ書いてないだけなんです。この開成公園と、保育所の敷地の道っていうのは、もう車はほぼ通らない、幅もそんなに広くない道なんです。ただ、横断歩道がないんですよ。横断歩道がこの160メートル下に下がった香里団地の中の道。ここに横断歩道があるので、多分便宜上、横断歩道を渡ってこうしているけど、実際はこれ真

つすぐ渡ると、多分3メートルか、4メートルぐらいの道ですよ、確か。それだったら枚方市が横断歩道を書いてあげたらいいのと思います。

【委員】

そうですね。まあ上の方にも、多分これ、横断歩道だと思うんですよ。それで、上に行った方が多分、敷地の脇をずっと通るので。道路は横断しないという形だと思うんですけど、距離が長くなる。

【委員】

そう、そう。だから、多分距離でこれを出しているのかなと思いますね。ここに作ったらいいんですよ、横断歩道を。

【事務局】

法人もそういうご意向は持たれているようで、警察等に協議はされていると聞いていますが、今の時点では、ちょっと難しいということも言われていると聞いております。

【会長】

この運営規程も、変えていただかないと。保育所保育指針の告示、前のままですね。

それと、また同じように、マニュアル関係ですね。そちらをきちっと出してもらおうようにしてもらったと思います。よろしいですか。

(「はい」の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、次、小規模保育園のはらうた、小規模保育事業A型になりますが、よろしく願いいたします。

【事務局】

続きまして、小規模保育事業A型の1件目になります。小規模保育園のはらうたについてご説明させていただきます。

本施設は本市の待機児童対策としまして、市の元図書館施設廃止後の空きスペースを活用しまして、社会福祉法人に小規模保育事業の実施をしていただくもので、昨年11月に公募により運営法人の選定を行い、開設するものでございます。事業者の選定にあたりましては、副会長にも選定審査会の委員としてご協力をいただいております。それでは、資料の児童福祉施設認可審査表をごらんください。

3番の設備の基準以下の項目につきましては、おおむね基準を満たしていることを確認しております。1ページの下から3つ目の欄に、沐浴室のところには丸がついておりませんが、必須の設備ではないことと、乳児の保育は行わないため、特に問題はないと考えております。

職員の項目につきましては、三角としている項目がございますが、これも後ろの添付資料の9ページに職員体制表がついておりますのでごらんをいただきますと、管理者につきましては、連携施設である現在運営をされている保育園から職員が異動するということは決定をしておりますが、他の職員については、法人内での職員配置を検討される上で、新規採用の予定の職員が、現時点では未定となっております、今後、市において確認をする必要がありますので、三角としております。その下の保育士資格の項目についても

同様でございます。

また、屋外遊戯場につきましては、こちらも近隣の公園を設定することで基準を満たしております、公園の位置図や、公園の様子などを映した写真を、資料の 21 ページ以降に添付をさせていただいております。公園への移動にあたりましては、少し交通量の多い道路を横断するというにはなりますが、23 ページの一番上の写真の通り、信号機のついた横断歩道がございます、また、道路の両側に歩道も整備をされておりますので、安全性につきましては、一定確保はされるのではないかと考えております。

また、資料の 27 ページ以降に、添付の保育の全体的な計画及び運営規程につきましては、現在、法人が運営をしている青桐保育園のものが添付をされておりますが、同様の内容で整備をされると聞いております。ただ、先ほどまでの園と同様、一部最新の基準に対応できていない部分がございますので、他の園と同様、修正を求めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

小規模保育園のはらうたについてのご説明は以上でございます。

【会長】

これ、小規模ですから、1、2歳ですよ。1、2歳ということで、17 ページの図面の関係なんですが、保育室が2つ設けられているんですけども、どこで何歳をやるんですか。

【事務局】

基本的には、右下の方の保育室1という大きいところで、全体的な保育をされると聞いております。ただ、グループで分けて保育をするというところで、保育室2は遊戯室的なといいますか、そういった保育で活用をしていくという使い方を想定されていると聞いております。

【会長】

ということは、1歳、2歳を分けない。

【事務局】

基本は、混合といいますか、一緒にされることを想定されています。

【会長】

ちょっと奇異に感じたのは、保育室2のところに、真ん中にベンチって書いてあるんですけど、何でこんなところにベンチを置くのかな。ベンチなんか、こんなところに置かなくても、広い空間を確保したほうがいいのになと。それと、予備室は何の用途で使うのか。

【事務局】

倉庫的なスペースですとか、事務室的な用途で使われたり、あと、体調が不良になった子どもさんの静養室的なところも、この予備室の中でスペースを確保していきたいということをお聞きしております。

【会長】

では、医務室みたいなものは、なしということですね。

【事務局】

今は、そうですね。この図面の中では、予備室の中で確保されるということです。

【会長】

予備室のどこに医務室用の子どものベットとかを置くという計画はありますか。

【事務局】

具体の場所までは確認できていませんが、この図面をいただいて、法人とやりとりをする中で、医務スペースが必要であるという話は、こちらからしております、予備室の中でスペースを確保すると聞いています。

【会長】

職員のトイレの横ですね。この図面は、図書館の建物全部ですか。

【事務局】

一部です。

【会長】

あとの施設は何に使うことになっているんですか。

【事務局】

今は市の文化財の担当の部署が、発掘物の整理とか、洗浄といった作業に1階部分の一部を使います。2階建てですので、2階の部分も文化財の関係で使っています。

【委員】

多分、ここも園庭がないということで、21ページの地図に示されている公園を使うということですね。他の施設でもやってるような、安全確保について、何かお考えみたいなこととかありますか。公園までは割と遠いですか、どのぐらいですか。

【事務局】

距離的には、150メートル程度になります。

【委員】

先ほどの施設よりも短いということですね。

【事務局】

先ほどの施設は、行って戻ってで560mです。

【委員】

ここはバス通りですね。須山のあたりだから、確かにちょっと交通量が多くて、危ないことは危ないですよ。歩道も一定確保してるけど、柵もないですからね。横断のときには、ちょっと問題かなと思いますけど。

【事務局】

そこは保育士が複数ついて、安全を確保するといった対応になるかと思います。

【会長】

他はありませんか。

【委員】

この1階の残ってるところ、文化財の置きスペースを運動場みたいな形で人工芝敷いてあげるほうがいいような気がするけど。

【事務局】

ここは、文化財の部署が今後も使っていく予定です。もともと文化財の事務所と図書館が入っていた建物で、図書館のところだけがあいて、そこに後から保育施設が入っていくということになります。

【委員】

北部支所の小規模保育も似たような感じやね。既存のものをちょっと使って、数を確保するために。

【会長】

これは小規模保育事業ですから、ゼロ、1、2歳対象ですね。資料の一番後ろを見てください。保育の実施に関しての実費にかかる利用者の負担金のところで、3歳以上児の主食代が1,500円となっていますが、全員無料ということですか。

【事務局】

この資料は、既存の保育所の形で提出されていまして、現在、小規模に合わせて作り直しをしております。今日の会議に間に合っておらず、申し訳ございません。

【会長】

今、調理室はないんですよね。

【事務局】

調理室は、本園である連携施設からの搬入を予定されています。

【会長】

アレルギー対応などもするということですね。

【事務局】

はい。

【会長】

他に何かございますか。ここでも気になるのはマニュアル類ですので、この件もまた、よろしく願いいたします。よろしいですか。

(「はい」の声)

【会長】

それでは、のはらうたは以上ということにさせていただきます。それでは、次に、樹保育所宮之阪園についての説明をお願いします。

【事務局】

では、続きまして、小規模保育事業A型の2件目になりますが、樹保育所宮之阪園についてご説明させていただきます。

本施設は、現在、既に1、2歳児で定員10人の小規模保育事業B型として運営をされている施設でございます。建物は一戸建ての住宅の1階部分を保育に使用しておりますが、現在、使用していない2階部分も保育で使用し、19人定員への増加と、ゼロ歳児保育の実施ということを希望されておりますので、保育の質の確保という点からも、市としましても小規模保育事業A型の基準を満たして運営をしていただくように求めているものでございます。

それでは、資料の児童福祉施設認可審査表をごらんください。

A型の基準による職員配置及び施設設備に関する基準につきましては、おおむね満たしていることを確認させていただいております。補足説明といたしまして、今回、新たに2階部分を使って保育を行うということですので、基準上、必要となる準耐火構造に適合するための工事を、施設のほうで2月上旬から約1カ月かけて実施すると聞いており、工事完了後には、改めて基準に適合するといったことを確認させていただきますが、工事の内訳書であるとか、工程表といった具体的な資料も確認をさせていただいておりますので、もう実施が確実であるということで、確認表の中では丸とさせていただきます。また、本施設につきましても、屋外遊戯場につきましても、近隣の公園を使用しております。位置図、写真につきましては、資料の15ページ、また、21ページ以降に添付をさせていただきます。なお、現在も小規模事業B型として同じ公園を利用して運営をされております。

審査表の3ページになりますが、7番の連携施設につきましては、公立の市立枚方保育所を連携施設として設定しております。

また、その次の保育の全体計画、運営規程につきましては、資料の25ページ以降に添付をさせていただきます。こちらの園につきましても、事前にご説明等でもご意見をいただいております。本日の時点では、まだ不十分な内容であると考えておりますので、今後、新しい保育指針等に即した内容で作成されるよう、施設のほうに修正を求めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

樹保育所宮之阪園についてのご説明は以上でございます。

【会長】

それでは、何かご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

【委員】

この建物、何年に建てられた建物ですか。

【事務局】

これにつきましては、確か平成 17 年だったと思います。建築の確認済証も出ております。新耐震の建物になります。

【委員】

今回の中で一番気になるのはここかなというのが1つあって、今は、1階の部分で保育をやっておられるとのことで、拡大して2階も使うと。それで例えば、19ページのところで、1階の部分が今どんな形で使われるのか、ちょっと分からないんですけども、2階部分に和室と洋室があって、これをこのまま使われるという形だと思うんですけど。

【事務局】

そうですね。

【委員】

例えば、2階にトイレは置かないのかとか、いろいろありますよね。危ないなと思うのは、この階段はちょっと気になる。一般家庭の階段ですので、19人の乳児たちがここでうごめいて、保育士もここであち行ったり、こっち行ったりしてというところで、この階段のところっていうのはちょっと気にはなるかなと。あと、やっぱり2階部分のところが、まあこれからの計画というところなんでしょうけど、一見して普通の住宅という感じになっているので、必要な見守りというのは、どうされるのかっていうところが、ちょっと気になるかな。確かに耐火にしてもらうということはあるんですけど。それから例えば、ちどりさんとか、みずきさん、のはらうたさんなんかも、背景になる母体というか、1件目じゃないっていうところがありますよね。ちゃんと認可保育所を運営されていて、例えば、いくら保育課程がちょっと古いじゃないっていう話があっても、いや、本園でちゃんと運営されているということは、いずれかの時点でやっぱり変えなきゃいけないっていうことは、どうしても出てきますが、あるいは、おそらくマニュアルなんかも、他の選定委員会のところでも、ちゃんと、今回は出ていないんですけど、確かありますよね。一定それも求めていると思うんです。安全基準とか、いろんところのマニュアルとか。あるいは、第三者委員会とか、いろんところのチェックが、そもそも保育園さんで運営されててっていうことがあって。多少のちょっとうっかりというか、それはまあ、あるんですけど。

こちらは公立保育所さんが連携施設としてどの程度入っていくかというところもあるんですけど、ちょっとそこら辺が不安というか、どうなのかなというのがあるんですね。連携の仕方、プラス、例えば保育課程なんかもそうですけど、おそらくかなり見直さなければいけないと思うので、それを公立の園さんが、じゃあ、私たちが作りましょうかっていう話になるのか。あるいは、指導しますよって話になるのか。多分、なかなか難しいですよ。どの辺りまでサポートができるのかなというのが、ちょっとここが一番気になるかな。

【会長】

2階に何歳児を保育されるんでしょうね。

【事務局】

今、事業者から聞いていますが、1階部分で2歳児と動き回れる1歳児を保育して、ゼロ歳児等の小さい子どもを2階でと聞いております。2階への上下というところになりますと、保育士さんの負担も大

きいのではないかというご意見もいただいておりますので、園に確認してみたところ、どうしてもまだ歩けない子どもは、保育士さんが抱えてということにはなるんですけども、歩ける子どもについては、保育士が介助をしながら、歩いて降りるようなことも考えている。あと、そういったことのために、階段に手すりはついているんですけども、子ども用の高さにもう一つ手すりをつけるとか、そういった安全対策は考えていくと聞いています。

【会長】

基本的に、やっぱり段差が無理ですね。階段のこの高さが。一般住宅用と、保育施設用とは全然違うので、まずそこでちょっともうアウトだなという気がするのと、ゼロ歳児は1階でっていうのは、基準でなかったですかね。何かそういうような、ちょっとあったように思ったんですけども。とにかく、避難経路。もし万が一があったときに、避難ということやったら、2階でっていうことは非常に危ないんですよ。それと、一方向しか降りられないので、もう一個絶対ないよ。

【委員】

非常階段を付けないとだめですよ。

【会長】

だめだと思うんですよ。それから、ゼロ歳児が上だとすると、この仕様の状態では余りにもちょっとまずいな。沐浴が下になっていて、2階は何もない。ゼロ歳児は沐浴すると考えると、下でないとゼロ歳児はおかしいなというのがあるのと、トイレが1個しかない。職員も小っちゃい子も全部19人が1個のトイレ使うということだったら、これはどうなんですかね。それから、ゼロ歳、1歳、2歳でっていうのは、おまる使いますよね。おまるはどこに置くんですか。保育室に置くのかということになってきたりすると、衛生面の問題も出てきます。そこで、またご飯食べるなんていうたら、もう何もかも全部、多目的な使用の方法ということになってしまうので、これが一定の基準を満たした保育施設として考えられるかということ、ちょっと首を横に振ってしまいますね。そういう意味で、多分、委員も一番危惧するところだと。余りにも配慮が、必要なものがここで記入されていない。それと、実際ここで保育やったときに、あれ困る、これ困るっていうのがいっぱい見えるんですよ。

【委員】

そうですね。規模が小さ過ぎる割に、19人押し込むというようなね。

【会長】

今まで1階で何とかやってはった。

【委員】

1階で10人でしょう。

【会長】

10人でも、これトイレ1個というのはね。うーん、というようなことを、僕は思うんですけど。

【委員】

隣の家を買い足してやるとかならわかりますけど。正直って、ちょっとこれ、僕らがオーケー出すっていうのはきついなと思います。

【会長】

比較の話をして仕方がないかもしれないですけども、ある一定の基準で、やっぱり枚方市の保育というのはつくっていかなくとも思いうし。企業主導型が入ってきてね、知らんうちにポンってできましたっていうようなこともあるかもしれんけど。でも、やっぱり市はある程度の基準をつくっていくとしたら、その基準でミニマムスタンダード以下に、これはやっぱりなってしまうんじゃないかなという気はしますけどね。保育の運営基準ですとね。余りにもなさ過ぎて。計画の段階でなさ過ぎるという。

【委員】

2階にトイレないな。

【会長】

水回りも2階は、全くないんちゃいますかね。

【事務局】

今回、その準耐火の工事に合わせて、水道を引くとは聞いています。

【会長】

引くということですか。そういうことを資料に盛り込んでもらわないと、僕ら何とも見ようがないですよ。

【委員】

無理にBをAに変えなくてもいいんじゃないですか。こういう状態であれば、却下してもいいと思いますよ。というより、もともとBなのでしょう。

【事務局】

Bは、あくまでも人の話なんです。保育士資格を持っている人が100%なのか、50%なのか。多分、今のご指摘は、むしろ定員の話かなと。10を19にすると、9も増やすというのが、この箱の中でどうなのかというご意見かなと思うんですけども。

【委員】

多分、この方、おそらく熱意を持っていろいろやられようとしてるっていうのは、すごくよくわかるんですけど。今までは1階のところまでまとまって、うまくいった。特に何も起こらなかったっていうのは確かにあるんだと思うんですけど。じゃあ、それが2階まで伸ばして行ってこれを整備していくときに、これってこの方の資産で整備されるんですよ。

【委員】

個人資産でしょうね。

【委員】

そうやってきたときに、例えば、法人さんがやる場合には、工程などがいろいろあると思うんですけど、さっき言ったような話とかが、どこまでご負担ができるのかなというところと、さっきも言ったように、じゃあ、それをやるにあたって、公立の保育所さんのバックアップが、どこまでしていただけるのかという保証というかね。何か、ちょっとその辺が、おそらく、この方もやってみると、かなり大変なことが起こってくるという気がしているんですよね。

【会長】

それから、計画段階で設備面。まずハードをきちっとしてもらおうということと、こういう福祉事業は人ですから、やっぱり人をきちっとそろえてもらう。それで、あと解決できる問題は極力解決した上で踏み切られるほうがいいかなと。何か起こった後では、というような気がします。ちょっとこれ危ない気がものすごくするんですよね。

【委員】

床面積も 20 坪、24 坪ですからね。僕らとしたら、これはちょっと認められないなという意見しか出せないけど、あと、どうするかは、市で決めたらいい話だけど、私らは提言しましたと言っておかないと、何かあったときに困りますから。

【事務局】

いただきましたご意見につきまして、今後の認可までの段階で、改善ができるというところがありましたら、それのご報告も含めて、きちんと整理させていただきます。

【会長】

ゼロ歳だから調乳室が必要ですね。同じフロアでつくってもらわないかんし、沐浴もそこないとあかんということです。ゼロはできるだけ下で。もし、何かあったら大変なことになる。

【事務局】

わかりました。

【会長】

よろしいでしょうか。よろしくないですけど。

【委員】

よろしくないですね。でも、このままやると、大変なことが起こったとき、どうするのっていう話になる。その辺は、慎重にやっていたかかないと、計画ありきで進めていかれるというのも大事なことだけど、一つ止まって考え直す。もしくは、そういう事業者さんに対しては、そういう措置をとるっていうのも、行政だと思うんです。余りにも杜撰な計画を承認してしまうと、枚方市どうしてんねんっていう話になっていくから。

【会長】

では、あと1件ございますので、次にということで。実は1件じゃなくて2件なんですけど、同じ法人なので、一括ということでお願いします。

【事務局】

それでは、続きまして幼保連携型認定こども園明善めぐみ園、明善第貳めぐみ園につきまして、ご説明させていただきます。先ほど会長からもありましたように、この2施設は現在、同じ法人が1つの敷地の中で、保育所、夜間保育所という形で運営をされている施設を、幼保連携型認定こども園に移行するものですので、共通する内容も多いことから、続けて説明をさせていただきます。

まず、明善めぐみ園についてですが、資料の幼保連携型認定こども園の認可審査表をごらんください。

施設整備の基準については、現在、認可保育所として運営をされておりますので、おおむね基準を満たしております。認可審査表の1ページをごらんください。

黒四角の確認事項の4番目、職員の欄ですけれども、保育教諭の3番目、保育士資格かつ幼稚園教諭の免許を有しているかというところですが、資料7ページの職員配置及び学級編制計画書をごらんいただけますでしょうか。

表の左の番号の22番の職員ですけれども、こちらにつきましては、片方の免許、保育士しか保有をしておりますませんが、当該職員については、保有していない免許をいつごろ取得する予定なのかを示す書類を提出していただき、計画的に資格取得をしていただけるということを確認しております。

審査表に戻っていただきまして、認可審査表1ページ目の6番目、学級編制についてですが、基準では3歳児の学級編制については25人以下としております。

ちょっと行ったり来たりですけれども、8ページをごらんいただけますでしょうか。

資料の8ページの3番の学級編制についてですが、3歳児の学級定員については30人と設定をされております。幼保連携型認定こども園の認可に関する審査基準の中で、35人以下とすることを認める場合の事由として、園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難なためという事由がありまして、明善めぐみ園は当該事由に該当することを確認しており、市として基準を満たしていると判断をしております。

なお、資料の27ページからに、建物の平面図を添付しておりますのでご確認をいただきたいと思っております。説明の冒頭にも、明善めぐみ園と明善第貳めぐみ園は同一敷地の中で運営していると申しましたが、この図面の中で、左上の一角の部分があるんですけども、こちらのほうが明善第貳めぐみ園になっておりまして、下側ですね。手前側といいますか、左右に長い建物が明善めぐみ園の建物になります。

28ページの2階の図面を見ていただいた方がわかりやすいのかなと思うんですけども、上の方に渡り廊下でつながっている建物がございます。この渡り廊下の上のところは明善第貳めぐみ園。下の方が明善めぐみ園ということになっております。

ちょっと駆け足なんですけれども、続きまして、明善第貳めぐみ園についてご説明をさせていただきたいと思っております。

明善第貳めぐみ園につきましても、設備の基準については、概ね満たしていることを確認しております。認可審査表の2ページ目をごらんいただけますでしょうか。

設備の基準についてですが、園舎、保育室、園庭の3つの面積基準がございまして。その中で、1点、園庭の基準につきましては、幼稚園基準である学級数に応じた面積基準を満たしてはおりませんが、保育所の基準である園児数に応じた必要面積の基準は満たしており、移行特例の適用を受け、認可基準を満たすと考えております。その他、先ほど明善めぐみ園でもご説明させていただきましたが、職員の免許の保有状

況につきましては、3名の方が片方の免許のみを保有しておりますが、明善めぐみ園と同じく計画的に取得をしていただけるということを確認しております。

大変簡単ではございますが、明善めぐみ園、明善第貳めぐみ園のご説明は以上でございます。

【会長】

何か、ご意見等ございますでしょうか。

どちらを見てもらってもいいですけども、このA3の書類、第貳と第一、同じく21ページですが、ゼロ歳児はこういう保育課程になっているんですね。1歳からはちょっとこういう形に変わってきてるとい、これ新しいタイプですね。だから、この明善はきちっとやってるといこと。

【委員】

だから、さっきからのこれ、全部見通したらいいけど、経理的には問題ないんですか。

【委員】

先ほどおっしゃっていた宮之阪の樹ですか。あそこだけが個人事業主さんで、申告内容とかは問題ないんですけど、やはり資産面につきましたら、弱いといえますか。本当に園長さんの個人事業でやっておられますので。あとは大手ですね。経営のノウハウは全部できていますし、社福法人としても、大分長いことやっておられるので、当然自己資産なりは全部有しておられるということなので、それについては、安定な感じですね。

【委員】

この1件を除いて、あとはまあ資産、経理的には安定していると。

【委員】

もう長いことやっておられるところばかりなので。

【委員】

めぐみ園については、問題ないんじゃないでしょうか。

【会長】

もともと保育所ですよ。

【事務局】

そうです。

【委員】

認定こども園に変わったというか、変えるということですよ。

【会長】

そうです。幼稚園から認定こども園に変えるときには、学期制をとってたりしてて、保育の継続性っていうところには問題いっぱいあるんですけども、ここは保育所からですから、そういうところはないの

で、一番安心して見れる資料かなと思うんですけど。

他にございませんか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【会長】

それでは、一応、今日の案件は、以上ということになるんですけども、全体で何か、そして、ご意見等ございませんでしょうか。

一言、僕、言わないかなのかなと思いますけど、この開催時期ですね。資料がきちっと整ってからというよりは、資料が整ってない段階で、ある程度の粗い資料でいいから出してもらったら、ここが足りない指摘するのが、我々の役割じゃないかなと思います。できれば、もう来年度の計画で何園というのが出てくると思うので、出てきた段階、夏ぐらいを目途に、まず委員会をやってもらって、申請が出てきたところの収支状況を仲先生にちゃんと見てもらって、その後、保育課程などの資料を出してもらおう。そういうところで、我々がいろんなことを言うということだと思いますので、この時期の開催というのは、もう避けていただきたいと思います。これで2年続きましたんでね。何とかよろしく。

【委員】

でも、もうこれで通すんでしょう。樹さんも。

【事務局】

いえ、ほかのご指摘と比べると、かなり重大なご指摘もいただいておりますので。

【委員】

まあ予算なり、計画なり、当然それなりの遂行はせなあかんし、特にもう年度末なんでね。その辺のところもあるんでしょけど、やっぱり実情に応じて、できないものはできないぐらい強い姿勢でいっていただかないとあかんと思うし、これが例えば、今、会長がおっしゃったように、10月とかにやっているのであれば、もっともっと改善の方法もあったし、補助金も出して、借り入れもさせて、建物も建て直すとかね。そんな形での対応もできたんじゃないかなと思うんです。資料をつくって計画を仕上げるのは大事だけでも、もうちょっと中身の吟味をして、通すありきじゃなしに、きちんとしたやり方をおかないと、とは思いました。

【委員】

厳しい指摘を皆さんされるのは、非常に心苦しいわけですよ。

【委員】

だけどこれ、最後に誰が決めたんやっとなったときに、やっぱり責任問題になってくる。その辺のところをきちんと判断していただかないと思います。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

【委員】

すいません。1点だけ。この確認事項のところで、いろいろ確認していただいているところの書き方なんですけど、例えば一番上だと、確認して問題ない。あるいは、有効に利用されていますとか、支障がない。そのような言葉が入っていると、とても安心です。一方で、確認しましたというふうに書かれていると、確認していただいてどうだったのか。何か所かありますが、多分これは不安材料として上げられていることだと思うので、その辺の書き方の統一というか、確認していただいて、特に問題ないとか、あるいは、確認したら問題があったので、このように改善指導しましたという文言を入れていただくと、すごくいいかなと思いました。

【事務局】

この表につきましても、できるだけ早くお示しできるようにいたします。

【会長】

まあこういう確認とかは、他市だったら委員長一任とかですね。会長一任とかで、いろいろそういうようなことで、案外回ってきたりするんですけども。そういう方法をとられるのも1つかもしれませんが、会議の席上だけでなく、確認しましたということで、例えばパスワードをかけて、皆さんのところへ送って確認をしてもらおうとか、まあ大変ですけど、お持ちして確認をもらおうとか。5人ですから、そういうところで、きちんとやってもらえたほうがいいですね。

【事務局】

今回、事前説明という形で回らせていただく中で、資料をお渡しさせていただいたかと思いますが、そのタイミングや、やり方も含めて、今後、ご相談させていただきながら進めたいと思います。

【会長】

といったところで、一応、1の案件はこれで終わりということです。事務局には各施設への認可にあたり、各委員からもいろんなご意見、今日、頂戴したと思いますので、その意見を踏まえて、申請者への確認と修正、対応をよろしく願いしたいと思います。

じゃあ、あと案件2ですね。その他、何かありますでしょうか。

【事務局】

その他案件としまして、今後のスケジュール等についてご説明させていただきます。

本日、審査いただきました案件につきましては、委員の皆様からいただいたご意見、ご質問等を踏まえまして、今後、事務局で2月中をめどに認可の手続を進めてまいりたいと考えております。認可の結果及び各委員からのご意見等への対応につきましては、改めて委員の皆様にも郵送等でお知らせさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、平成30年度第1回の枚方市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会児童福祉施設認可審査部会を終了させていただきます。